

【主要部分の日本語仮訳】

「仏暦 2548 年非常事態における統治に関する勅令」（非常事態令）
非常事態令第 9 条に基づく決定事項（第 2 号）

昨年 3 月 26 日付のタイ王国全土を対象とした非常事態宣言の発令および本年 5 月 31 日までの同宣言の適用期間の延長に関し、非常事態令第 9 条及び仏暦 2534 年国家行政規則法第 11 条に基づき、首相は一般的な決定事項、及び全ての当局職員の行動規則として、次のとおり発令する。

第 1 項 居住地外ないし公共の場における衛生マスクまたは布マスクの着用

人々の感染の予防と感染拡大状況の発生を防ぐため、居住地外ないし公共の場においては衛生マスクまたは布マスクを着用せしめ、保健省が推奨する正しい方法でこれらを着用するものとする。

着用していない者に対しては、当局職員による注意喚起や正しい着用の指示が行われ、右に従わない場合、感染症法に則した措置が執られる。

第 2 項 地域の決定

(1) 最高度厳格管理地域 6 都県（バンコク都、チョンブリ県、チェンマイ県、ノタブリ県、パトゥムタニ県、サムットプラカン県）を、感染拡大の撲滅のための厳格な措置を適用する、最高度厳格管理地域とする。

(2) 最高度管理地域 45 県を最高度管理地域とする。

(3) 管理地域 26 県を管理地域とする。

第 3 項 最高度厳格管理地域における集団での活動

最高度厳格管理地域内における、20 名以上の活動を禁ずる。但し、4 月 16 日付決定事項第 20 号第 1 項 (2)（参照：<https://www.th.emb-japan.go.jp/files/100177885.pdf>）に則して当局職員が許可を与える場合は、この限りではない。

第 4 項 最高度厳格管理地域における措置

(1) 飲食店に関し、店内での飲食を禁じ、持ち帰り用の飲食物の販売のみ認めるものとし、営業時間を午後 9 時までとする。

(2) 屋内の運動施設、ジム、フィットネスの営業を禁ずる。屋外の運動場や施設については、使用時間を午後 9 時までとし、無観客の場合に限り試合の実施を認める。過去に首相から実施の許可を受けた（観客ありの）試合については、当局が定める防疫措置に従った上で、実施を認める。

(3) 百貨店、ショッピングセンター、コミュニティモール、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ナイトマーケット、路上販売ないし類似の販売形態については、4 月 16 日付決定事項第 20 号の定めに従うものとする（注：百貨店、ショッピングセンター、コミュニティモールの営業時間は午後 9 時まで、コンビニエンスストア他の営業時間は午前 4 時から午後 11 時まで）。

(4) 外出を控え、越境移動を取り止め、域内に留まることを求める。

第5項 最高度管理地域および管理地域における措置

4月16日付決定事項第20号において定めた、それぞれの地域における措置に従うものとする。

第6項 勤務先以外での作業

当局および政府機関の責任者ならびに民間の事業者に対し、勤務先以外での作業を指示する、勤務先で作業する人数を減らす、勤務時間を短縮する等、事業に則した適切な方法をもって、少なくとも向こう14日間、感染拡大の危険性を減らすための最大限の取り組みを求める。

以上の内容は、仏暦2564年（西暦2021年）5月1日以降適用される。

仏暦2564年4月29日

プラユット・チャンオーチャー 陸軍大将 首相

（指定地域を明記した別表を含む官報原文（タイ語））：

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2564/E/091/T_0024.PDF)